

# 新はつかいち

2009年

1月5日

第105号

日本共産党

佐伯支部

日本共産党

無料生活・法律相談

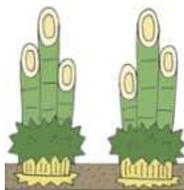
毎月第2日曜

西部地区事務所

37 - 0171

仲介は  
大畑美紀  
74-2310

# 賀正



本年もどうぞ  
よろしくお願いたします。

2009年1月

日本共産党佐伯支部



2009年元旦 毎年恒例の元旦宮島口街頭宣伝です。  
手前から大畑市議、藤本さとし衆院比例区候補、植木市議

## 12月議会報告 12月2日～16日



大畑美紀議員

市内158施設の指定管理者が決まりました

指定期間は3年から5年に延長

主なもの(今年度までの管理者 来年度新管理者)

佐伯総合スポーツ公園

体育館、野球場、陸上競技場、サッカー場

ポラーノグループ特定共同企業体 ポラーノグ

ループ佐伯

スパ羅漢

(株)ケントク中国支社 (株)ケントク中国支社

吉和魅惑の里

デリカウイング(株) 梶広建設(株)

アルカディア・ピレッジ及びふるさと会館

株カルフト (株)ケントク中国支社

スポーツセンター、峰高公園多目的広場、廿日市

市サッカー場(サッカー場は新規に公募)

NPO法人廿日市市スポーツ協会 ポラーノグ

ループ廿日市

## 住民福祉の後退が懸念される 第5次廿日市市総合計画の基本構想には反対

第5次廿日市市総合計画(期間2009～2015年)は、「基本構想」と「基本計画」で構成され、議会議決できるのは「基本構想」です。

日本共産党市議団の大畑・植木両市議は、今回議案として出された基本構想には、次のような理由で反対しました。(賛成多数で可決)

平和の希求や、人権の尊重などが明記されていることは評価し、すべてに反対をするものではないが、地方自治の本旨である「住民福祉の増進」を明記していないのは問題だ。

「自己決定」や「自己責任」という文言があるが、「自己責任」の名の下に多くの国民が切り捨てられている現状がある。新自由主義的な「官から民へ」の推進のなか、「自己責任」では、セーフティネットとしての行政の役割が後退していく懸念がある。

「構想」にもとづく計画では西部拠点都市づくりとして、下平良2丁目の内水面を埋め立て、商業施設を誘致する方針だが、市民のアンケート結果上位は、福祉施策や防災対策であり、にぎわい拠点作りや大型商業施設誘致を望むというのは下位で、市民の願いに逆行している。一極集中でさらに地域間格差が広がるおそれがある。



ハローワークで状況を聞く  
市に申し入れ

失業対策を市に申し入れ 12月24日

企業の派遣切りなどで失業者が増えています。緊急対策を要するため、日本共産党西部地区委員会、日本共産党市議団はハローワークで状況を聞き取り、市に申し入れを行いました。

大畑美紀  
議員の  
一般質問



## 水道事業の 民間委託化方針は撤回を

**大畑** 来年度から上水道事業営業業務が民間事業者に包括委託される。中期経営計画では、23年度からは給水・維持管理業務も民間委託する方針が挙げられている。生命維持に欠かせない飲料水の供給には公的責任があり、安易に民間委託してはならない。水道事業の公的責任をどう考えるか。

民間委託による経費削減効果は、おもに人件費削減によるものと考えられる。社会問題となっているワーキングプアを行政自らが生み出してしまふ懸念がある。また、行政が委託先の従業員に指示を出すすと偽装請負になる。これらの懸念について市の考えを問う。

世界的には新自由主義的な「官から民へ」の動きが破綻し、方向転換する国が出てきている。本市も水道事業の民間委託方針は撤回すべきだがどうか。

**答弁 水道局長** 水道事業の使命は水道水の安定供給、本来の目的である公共の福祉増進のため健全経営を行うことである。そのために、水道事業者としての行政責任を果たしながら、経営基盤の強化策として民間委託を検討していく。委託先には労働関係法令の遵守を義務付けており、適正な労働条件下で雇用されていると考える。

高度化、複雑化する市民ニーズに対応し、行財政運営の効率化を図るために、いっそうの民間委託等の推進を図る。

## 水ビジネス

上下水道や造水事業などを含めて水ビジネスと呼ばれ、フランスのスイスグループをはじめとするヨーロッパの水メジャーが世界に市場を広げています。これらの企業に先を越されまいと、日本の水処理各社は、**㈱ジャパンウォーター**（三菱商事と日本ヘルス工業）などを設立、受託活動を推進しています。

三次市では、浄水場の施設管理を**㈱ジャパンウォーター**、営業業務を**㈱ジェネッツ**に委託しています。廿日市市の上水道営業業務委託先の、**第一環境株式会社**も毎年受託をふやしており、一部大手企業が、全国の上水道事業を握るといふことにもなりかねません。水ビジネスの参入で、さらに「福祉」としての水道事業が後退していくおそれがあります。

## 森林整備の見直しを

**大畑** 昨年から導入された、ひろしまの森づくり県民税による事業は、環境面重視の事業であるが、森林再生の全体像を具体的にしたうえで取り組むべきではないか。この事業の課題を問う。

市有林で使用割当地の中には県公社造林地と森林総合研究所（旧緑資源機構）造林地があるが、木材生産のあてがないまま放置されている造林地が多い中で、毎年多額の費用が造林保育に使われているところもある。見直しが必要だが市の方針を問う。

**答弁 観光産業部長** 環境貢献林整備事業、里山林整備事業では森林所有者と市の間で、20年間の皆伐制限、森林以外への転用禁止、森林体験活動への協力などの協定を締結する必要があるが、一部森林所有者の理解が得られない。早めの協議で事業を進めていきたい。

間伐や枝打ちなど適正な維持管理が必要なので、造林所有者に計画的な施業をお願いしている。

## 使用割当地と分収造林

市有林で地区組織や個人に使用権が認められている山林を使用割当地といえます。そのなかで、（財）広島県農林振興センター（旧県造林公社）や森林総合研究所（旧緑資源機構）と市（旧町）との長期契約で造林保育を行っている山林を分収造林といい、約700ヘクタールあります。立木が売れた時には、決めた割合により、収益を市と相手方で「分収」します。多くが、長年放置されているなかで、森林研究所造林地の一部には毎年事業費が計上され、ここ数年は年1000万円前後になっています。

## 水源水質保全条例の制定で 生活環境と飲み水の保全を

**大畑** 中山間地では残土埋め立て、産廃処理場、工場立地などが環境に影響を及ぼし、住民の快適な生活が脅かされる事態が多く出ている。周辺地区住民だけでなく市街地の住民にとっても飲み水の水源としての影響がある。環境悪化を招く開発を規制し、市民の飲み水を守るために、水質保全条例の制定を求めるがどうか。

**答弁 市長** 現在、生活環境の保全に関する法的な規制はある。市民と事業者、水道事業の責務を明確にする意義はあるが、事業者の進出を規制する条例制定は困難である。